

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について  
変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必  
要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

フロン類回収業登録申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類の例

欠格要件に該当しない者である旨の誓約書（フロン類回収業者）

申請者（法人にあつては役員を含む。）は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 56 条第 1 項で定める欠格要件（下記）のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

佐賀県知事 様

記

欠格要件

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 56 条第 1 項

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - 三 第五十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
  - 四 フロン類回収業者で法人であるものが第五十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
  - 五 第五十八条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - 六 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
  - 七 法人でその役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該フロン類回収業登録申請者に通知しなければならない。